# 小田原市報

第38号

発行所 小田原市役所

小田原市幸1の138
編集兼発行人 石井重治
印刷人 松倉清治郎
定価一部三円


## 外勤、衛生の両嘱託を統合

### 嘱託員制度の改革

本市に嘱託員制度が施かれましたのは昭和二十三年五月でありますが、当時終戦により連合国の占領政策によつて旧隣組は廃止され市政末端は、市民との連絡機関の一切がとだえ各面に不便と困難を生じ、混乱を来しましたので、これらの問題を解決すべく、一般市政については各地区に外勤嘱託員を、また特に衛生行政面については衛生嘱託員を設けて末端事務を処理し、市民各位の御協力によつて今日に至つたのであります。

昭和二十六年四月には国民健康保険実施と共にその健実な運営を期するために前二嘱託にならつて、別途に国保嘱託員を設け現在に至つております。

しかし、最近に至り末端事務が形式上三分化された、この嘱託員制度について、各方面より統合簡素化の声が高まつてまいりました。その理由とするところは

① 嘱託員の仕事が、その設立当初に較べると漸次少くなつてきたこと

② 嘱託員の所掌事務を明確にして、事務能率の一層の向上を図る必要があること

③ 人件費の節約を図ること

④ 徴税令書の配布は、市職員が直接行うことが適当であること

などであります。

ここにおきまして、その改革につき、色々検討致しました結果、今般、年度切換えを機とし、従来各地区におかれていた外勤嘱託員、衛生嘱託員及び国保嘱託員の三者のうち、前二者の外勤、衛生の両嘱託を統合することと致しました。

統合にあたり前外勤嘱託員及び衛生嘱託員の方々並びに地区住民の理解と協力により、事務の渋滞もなく、極めて円滑に行うことができましたことにつきましては、深く感謝する次第で御座います。

新嘱託員の推せんも大体出揃いましたので、近く全市にわたつて、新嘱託員の委嘱が行われる筈であります。

なお、徴税令書の配布につきましては、今まで外勤嘱託員に御面倒願つたのでありますが今回の改革にあたつては嘱託員の委嘱事務からこれを除き、徴税令書は本市使丁によつて直接配布することと致しましたので、宜しく御協力下さるようお願い致します。

また、今回の嘱託員制度の改革は、従来の外勤嘱託員及び衛生嘱託員を統合しただけで国保嘱託員につきましては関係なく、引続き従前通り、別途に運営して参りますので念のため申し添えます

## 新嘱託員制度の概要

一、事務取扱の範囲

本市を八十八地区に分け、原則として一地区に一人の嘱託員を置いて、次の各号に掲げる事務を委嘱する。

1 塵芥処理手数料納額告知書の配布及びその徴収
2 予防接種通知書の配布
3 市報の配布並びにポスター等の掲示
4 統計その他の調査
5 貯蓄の奨励
6 市民への一般周知事項の徹底その他行政委託事務

二 任期

一ヵ年とする。但し、再任は妨げない。

三 待遇

月平均一、八〇〇円を均等割、世帯割により按分して基本給として支給する外、徴収、統計調査等の事務については、その都度附加支給する。

四 所管課

嘱託員は庶務課において所管する。但し、徴収、統計調査等特別に委嘱する事務については所管課係において所管する。

## 人事異動

技師 浅野 寛

建設部土木課長心得を命ずる

建設部土木課工務係長事務取扱を命ずる

(四月二十七日附)

## 全市に納税貯蓄組合を

納税貯蓄組合法は、昭和二十六年四月一日公布施行されましたが、現在に至るまで本市内におきましては、あまり利用されていない状態です。

納税貯蓄組合は、貯蓄慾の増進と、簡便な納付手続更には納税成績の向上に伴い徴税費の減少を期待し得られるなど、一石三鳥の効果をもつものでありまして、この点は納税者にも、また、本市の徴税事務能率の点でも、適切な方法であるので、各地区の有志の方々により、この納税貯蓄組合を続々結成していただくよう期待してやみません。

納税貯蓄組合については、前にも市報で述べたことがあり、多少重複の点もありますが、次に納税貯蓄組合の特典その他につき、概略説明し御参考に供します。

○納税貯蓄組合には、どんな特典があるか

(1) この組合の預金には所得税がかからない。

(2) 組合の業務及び組合預金に関する書類(委任状、領収書)等には収入印紙は貼らなくてもよい。

(3) この組合貯蓄は、納税以外にも必要な時は何時でも引出せる。但しこの場合には利子に対して所得税がかかる。

(4) 組合に対しては、組合の事務に必要な経費について市、県及び国から予算の範囲内で補助金が交付される。

(5) 租税を納めるときは、徴税令書を預入先の金融機関に提出し、納付を委託すればよいので、手続は非常に簡便です。

○組合の種類

① 地域組合
市内の字や区など、一定地域内に居住する者を対象とする組合

② 職域組合
会社、工場などその職域内に勤務する者を対象とする組合

○組合の設立手続

納税貯蓄組合を設立しようとする場合は、組合を設立しようとする発起人が希望者を糾合して、規約を作成する。そしてこの規約三通を市役所、県の地方事務所又は税務署の何れか一つに提出すればよいのです。これで組合は成立したことになります。

○組合規約について

最も民主的に、そしてうまく運営できるよう実情に即した組合規約を作ることが大切です

別項に組合規約のひな型を掲げますから参考としていただきます。なお組合の結成その他につき御不明の点がありましたら税務課に御連絡下さい。

## 規約のひな型

### 何々納税貯蓄組合規約

第一章 総則

(目的)

第一条 この組合は、組合員の租税を容易に且つ、確実に納付するために、納税資金の貯蓄の斡旋その他当該貯蓄に関する必要な事務を行うことを目的とする

(組合の組織)

第二条 この組合は、納税貯蓄組合法に基いて〇〇地域に住所、居所事務所事業所又は業務所を有するもの(又は〇〇に勤務するもの)をもつて組織する。

(名称)

第三条 この組合は、〇〇納税貯蓄組合と称する。(〇〇には地域又は勤務先の適当な名称を附すること)

(事務所)

第四条 この組合は、主たる事務所を〇〇に置く

(加入及び脱退の自由)

第五条 この組合の地域(又は勤務先)に住所居所、事業所又は業務所を有するもの(又は勤務するもの)は、自由にこの組合へ加入しこの組合から脱退することができる。

第二章 加入及び脱退の手続

(加入の手続)

第六条 この組合に加入しようとするものは、加入届(様式第一号)を組合長に提出しなければならない。

(脱退の手続)

第七条 この組合から脱退しようとするものは脱退届(様式第二号)を組合長に提出しなければならない。

第三章 役員

(役員の定員)

第八条 この組合には左の役員をおく。

一 組合長 一名
二 副組合長 二名
三 理事 若干名
四 監事 若干名

(役員の選出)

第九条 組合長及び副組合長は、理事のうちから互選する。理事及び監事は総会において組合員のうちから選挙する。

(役員の任期)

第十条 役員の任期は二年とする。但し重任を妨げない。

役員はその任期が満了した後も、後任者が就任するまでの間は引続きその職務を行うものとする。

(役員の職務)

第十一條 組合長は、組合を代表し、その業務を総理する。

副組合長は組合長を補佐し、組合長に事故があるときは、その職務を行う。

理事は組合長の命を受け組合の業務を分掌する。

組合長は、理事のうち一名をして組合事務費の出納等会計事務を所掌せしめる。

監事は、組合の業務及び経理を監査する。

第四章 総会

(招集)

第十二條 組合の総会は組合長が招集する。

組合員の三分の一以上の者から臨時総会の招集の請求があるときは組合長は、これを招集しなければならない。

(総会の種類)

第十三條 総会は定例会及び臨時会とする。

(定例会の招集)

第十四條 定例会は毎年何回(〇月及び〇月)これを招集しなければならない。

(臨時会の招集)

第十五條 組合長は、必要があると認めるときは、何時でも臨時会を招集することができる

(総会の審議事項)

第十六條 総会は、左に掲げる事項を審議する

一、規約の制定改廃及び変更
二、役員の選任及び解任
三、予算の議決及び決算の承認
四、組合の運営に関する事項
五、組合の解散及び合併
六、その他必要な事項

(総会の議決方法)

第十七條 総会の議事はこの規約に特別の定める場合を除いて出席組合員の過半数でこれを決し可否同数のときは議長の決するところによる。

前條第一号及び第五号に掲げる事項は、組合員の総数の四分の三以上の者が出席し、その全員が可決しなければならない。

第五章 事業

(組合の指定金融機関)

第十八條 組合員の貯金又は預金は、〇〇銀行(又は〇〇農業協同組合等)に預入する。

(預貯金の方法)

第十九條 組合のあつ旋する貯金又は預金の掛金は、日掛(又は旬掛月掛)の方法による。

第二十條 組合は組合員の委託により納税準備資金を収受した場合においては、遅滞なく〇〇銀行(又は〇〇農業協同組合等)に、その組合員の名儀をもつて確実に預入する。

(租税の納付委託)

第二十一條 組合は、組合員から納税貯蓄組合預金をもつて租税を納付することを委託された場合においては、その納付書又は徴税令書その他租税の納付に必要な書類を取りまとめて〇〇銀行(又は〇〇農業協同組合等)にその納付を委託する。

(納付充当金額の整理)

第二十二條 組合は、租税納付の委託を受けたものに対する納付充当金額の全部を整理しておかなければならない。

(組合備付帳簿又は書類)

第二十三條 組合は、左に掲げる帳簿又は書類を備えなければならない。

一、組合員名簿
二、役員名簿
三、組合員別取扱金受払簿
四、組合員別租税委託納付分明細簿
五、組合経費出納簿及びその証拠書類
六、その他必要な帳簿書類

第六章 会計

(会計年度)

第二十四條 この組合の会計年度は、毎年四月より九月まで及び十月より翌年の三月までとする。

(組合の経費)

第二十五條 この組合の経費は、市、県又は国から交付される補助金並びに寄附金その他の収入をもつて支弁する。この場合において当該収入をもつて組合の経費を支弁することができないときは、組合員の租税の納付のために使用した事務費の額を基礎として総会において別に定める。

(組合の経理)

第二十六條 この組合の経理は、他の事業又は施設の経理と混同してはならない。

附則

この規約は、規約を届け出た後から実施する。

様式第一号(略)

様式第二号(略)

## 国連「會友」制度を新設

昨年、国連協會縣本部では、各地支部と共催で国連弁論大會、人權座談會、國連普及縣内一周駅伝大會など多彩な行事をくりひろげ、国連普及に大きな効果を収めることができましたので、本年度も引続きこれらの行事を年中行事的なものとして行う予定で御座います

昨年度の国連總會縣本部の會員は、正會員六、九八一名、維持會員一六二名、団体會員一二名という成績でありました。

本年度は、縣本部規約を改正して、右の各會員の外に、新たに「会友」制度を設け、国連普及に一段の努力をいたすことになりました。

改正規約では国連協会縣本部の目的及び事業に賛同し、年額一〇〇円を払込んだ者を「会友」ということになつております。

会友には、バッチ及び年一回程度国連グラフを贈呈する予定で御座います。なお、本年度から、門標を正会員以上には、掲げることとし、「国連神奈川」(縣本部ニュース改題)は、本部から直送することになつております。

# 第39回關東市長會議開かる

五月二十日二十一日

第三十九回関東市長会議は、関東地方一都七県四十七市の各市長が本市に參集し、五月二十日、二十一日の両日にわたり小田原市議会議場で開催された。

**第一日** 二十日午後一時四十分開会、小田原市助役原元助氏の開会の挨拶に続いて鈴木市長から大略左のように挨拶が行われた。

財政の裏付けのない地方分権は、徒らに地方に義務と責任とを課するに終り、そのため、むしろ地方自治の確立を甚だしく阻害するうらみを痛感せざるを得ない。又、中央の政情は極めて安定性を欠き二十八年度国家予算も暫定予算によつて補われている現状にあつてこれが地方財政に及ぼす影響は深刻なものがある。

従つてわれわれ市長会においては、地方自治の根本的問題と併せてこれら当面の諸問題に対しても早急の解決の途を講じ、地方自治行政運営に全きを期するため、奮起すべきときと思考する。このときに当り、各市共通の課題である重要諸問題を議題として採り上げ、充分検討の結果、強力な決議を中央へ反映しその実現を期さんとする本会議の開かれたことは、寔に大きな意義があることと思う。何卒各位におかれては本会議が有終の美を収めることができるよう格段の御協力をお願いする。

次いで来賓の自治庁長官（代理）、神奈川県知事内山岩太郎氏、全国市長会々長（代理）及び小田原市議会議長山橋勝藏氏から、それぞれ祝辞が述べられ、前会長の足利市長木村浅七氏の挨拶の後勤続二十年以上の加盟市の職員八十七名に対し、関東市長会々長として小田原市長から表彰状並に記念品の授与が行われた。休けいの後、鈴木市長議長となつて会議に入り、前市長の足利市長から会務報告があつてこれを了承、次いで各都県市長会から提案の十四の議案を上程、各市長からそれぞれ提案の理由の説明が行われ、議決によりこれを第一部会（財政）、第二部会（行政）、及び第三部会（地方制度）の三部会に審議を附託することに決定。

続いて、実行委員から財政問題に関する緊急動議が提出され、政府に対し「地方財政再建の特別措置を講ぜられたい」旨の決議を満場一致で行い、第一日の会議を終つた。

**第二日** 午前九時から約二時間にわたり各部会ごとに審議、午前十一時に至り、鈴木市長議長となつて、本会議を再開、各部会の長からそれぞれ審議の結果について報告があり、十四議案のうち、互に関連するものを整理統合して、別記記載の七議案として、何れも部会の長の報告通り、全会一致でこれを可決した。次いで実行委員の改選、次回開催地の決定を行い二日間にわたる会議は盛会裡に閉会された。

### 採擇された七議案

① 清掃事業（糞尿塵芥）に対し起債並に国庫補助要望に就て（東京埼玉各都県市長会提出）

② 起債の許可認可の制度を廃し、少くとも市においてはその自主性を認められたい（埼玉千葉、神奈川各県市長会提出）

③ 義務教育校舎整備に対する要望（群馬千葉山梨各県市長会提出）

④ 住宅建設に対する要望（群馬、茨城、各県市長会提出）

⑤ 買收した農林省保有農地を必要ある場合、市町村に優先的に譲渡されたい（千葉県市長会提出）

⑥ 住民登錄法の改正要望について（栃木県市長会提出）

⑦ 地方税法を根本的に改革し地方自治の確立強化を要望する（山梨神奈川各県市長会提出）

# 超短波無線電話開通す

警察署⇄パトロールカー

四月三十日から市警察に超短波無線電話が開通しましたので市民皆様の生命、財産の保全と、市内の治安維持の確保に一層の威力を加えることになりました。

ここに警察の超短波無線電話はどんな機能を持つており、どのように運営されるかということを説明して、市民の皆さんに御理解願い、そして一層の御協力を得たいと存じます。

まず警察超短波無線電話は小田原警察署に基地局があり、これに移動局が一局配属されております。

では、基地局とはどういうものであるかと言いますと、この基地局は小田原警察署内の無線局の中にありまして、移動局の親局にあたり、移動局からの報告を受けたり、また、移動局に指示を与えたりいたします。

それでは移動局とはどういうものであるかと言いますと、この移動局は小型ジープに装備されており、移動局であるジープの速力が時速百二十キロありますので、最近の自動車による犯罪も届出さえ早ければ必ず検挙できます。そのほか色々の事件が発生した時にも、直ちにこの移動局が出動して、現場から無線電話で警察署と直接に連絡をとりながら応急処理をし事件の解決を早めることができます。この移動局は別名を「パトロール・カー」と言い、随時市内を巡らして犯罪の予防にあたります。

また、パトロール・カーは出動中何時でも警察署と無線電話で話ができますので、皆様が何かでお困りの時には、パトロール・カーを呼び止めて御相談下さい。乗車している係員が、できる限りの御便宜をおはかりいたします。

# ナトコ映畫の御利用を

ナトコ映画会のことについては皆様既に御存知のことと思いますが、ナトコ映画の運営は小田原市視聴覚教育委員会が当つており、昨年は二四〇回の上映を市内各所で行つて参りました。

市内各団体の利用は益々広く活潑になつてきましたので、申込方法その他を左の通り改めて皆様の御便宜を計りたいと思います。

**1** 申込み方法
映画会を御希望の団体は開催しようとする月の前月二十日までに映画会の日時会場、責任者の住所、氏名、明記の上市教育委員会社会教育課に御申込み下さい、少人数の団体でも申込みを受けます。

**2** 費用は無料
フィルムの借用料及び技術者手当等は市で負担しますから無料です

**3** 映写機の運搬
申込みによつて映画会日程を作成し巡回しますから各会場側で前の会場まで機械を受け取りに行つていただきます。運搬には映写機を振動させないよう御注意下さい。

なお、この映画会についての詳細は社会教育課に御問合せ下さい。

# 市議会四月臨時會

四月臨時会は四月十七日午後一時十九分開会した。会期を一日と定め、議事日程の決定並びに署名議員の指名を行つた後日程第一、第二の各議案を一括上程し議事に入つた。

市長より提案理由の説明として「本件は三月定例会閉会直後において災害応急復旧農林事業償還追加許可並びに災害土木事業の追加補助認定を得たため議会招集の暇なく専決処分に付した」旨を報告し、全員異議なくこれを承認した。

次に第三を上程し提案理由として市長は「衆議院の解散による総選挙執行のため、その費用につき当初予算を追加更正したい」旨を説明し全員異議なく原案に賛成し可決確定した。閉会午後一時三十分。

上程議案は次の通り
日程第一　専決処分の承認について
日程第二　専決処分の承認について
日程第三　昭和二十八年度小田原市歳入歳出追加更正予算

# 昭和二十八年産米生産目標

昭和二十八年産米生産目標については、去る四月二十八日の県農業委員会において議決され、本市では本案を去る五月六日の農業委員会代表者会議に諮問いたしましたところ、生産目標の面積及び反当收量が本市の調査よりも過大でありますので、いろいろ協議の結果県に対しこれらの事情を訴え、供出割当に対しては実際に即した公正な割当をされるよう要望書を提出することとして、一応本案に対し増産目標達成に努力することを決議しました。

今回の生産目標数量はあくまでも増産努力の目標でありますが、現在の日本は食糧の自給態勢の強化を図らねばならない時でありますので、農家各位におかれては周到な管理をされ、指示されました生産目標達成に努力されますようお願いいたします。

なお本市の本年産米の生産目標数量は二四、四二八石、平均反收は水稲二石六斗二升、陸稲一石三斗一升であります。

## クリタマバチを驅除しませう

クリタマバチが市内に発生しています。栗の新芽が丸くサクランボの実のようになつていたらクリタマバチの被害を受けているのです。

クリタマバチを駆除するには五月十日頃までならば被害部のある枝を切りとるか、幹を切り倒しておくだけで、寄生している虫が死んでしまうから簡単ですが、五月十日から六月十日頃までの間ですと切りとつた被害部は全部焼きすてる必要があります。もし六月までに駆除ができなかつたとすると、今度は更に大掛りな駆除手段が必要になつてきます。このクリタマバチをこれ以上ふやさぬように今のうちに駆除しましよう。

## 昭和28年度 市税納期別一覧表

| 月別 | 税目別 | 納期分 |
|---|---|---|
| 4月 | 自転車税．荷車税 | 全期分 |
| 5月 | 固定資産税 | 第1期分 |
| 6月 | 市民税（普通徴收） | 第1期分 |
| 7月 | 固定資産税 | 第2期分 |
| 8月 | 市民税（普通徴收） | 第2期分 |
| 10月 | 市民税（普通徴收） | 第3期分 |
| 11月 | 固定資産税 | 第3期分 |
| 1月 | 市民税（普通徴收） | 第4期分 |
| 2月 | 固定資産税 | 第4期分 |

外　市民税（特別徴收）は毎月
市民税（法人税割）は随時

愛兒の衛生

# 梅雨どきを控えてお母さま方へ

春から夏への移り変りの前に、私達は約一カ月間にわたる、うつとうしい梅雨の期間を過すことになつています。

この時期はとかく消化不良や急性伝染病、殊に赤痢（疫痢）や食中毒に罹り易いものです。

そこで折角健康に育つてきたお子様をそんな病気にさせないため、お母さま方に、どんな注意が必要かを考えてみましよう。

梅雨どきになると残しておいた食物やしまつてある洋服、靴にまでカビが生えていて、びつくりするのを経験します。

これは高湿高温という條件の中でカビが最も繁殖し易いからです。このため食物は腐敗し易くなり、色々な病気の原因となるばい菌が繁殖してくるのです。

一方、人間にとつてはこの高湿高温が腸の働きを低下させたり身体の抵抗力を弱めたりする悪條件となります。従つてこの身体の調子の下つた時にばい菌の繁殖した食物を食べると食中毒も起すし、赤痢にもなります。

## 衛生上の心得

△調理前には石鹸でよく手を洗うことを心がけましよう。そして調理者は爪をいつも短く切り、爪の間の汚れは刷子でとりましよう。

△さあ、手が綺麗になりましたら材料をみましよう。そのお魚は新鮮ですか。野菜は大体土や糞のついているようなところには蛔虫卵がたくさんついていますから、丁寧に何回も洗つて根もとのような処は切捨てましよう。

△使用した食器類はクレンザーでよく洗つて乾しましよう。布巾も忘れずに石鹸でよく洗いましよう。

△台所のゴミは蝿がつき易いですからすぐ処理出来るように工夫して下さい。台所のゴミ入れには蓋をつけましよう。

△また乳幼児の下痢はつゆ時には、なかなかなおるのが困難ですから丈夫な子供でも離乳がつゆ等にかかりそうな場合には少し早く始めるか、つゆのあけるのを待つた方がよいでしよう。

△この梅雨の頃は気温の変化がひどく、昼間相当暑かつたと思つても夜に入ると急に冷えたりするものですから子供の寝冷えや発汗等に注意して、布団からそえげだしたり蹴とばしてお腹の上が空つぽだつたりすることのないように気をつけましよう。また、日中でも時々急に気温が変化しますから衣服の調節もその気温に従つて、時に応じて脱がせたり、着せたりして下さい。

△お腹を冷やして下痢を起させたり、汗をかいてあせもを作つたり、感冒に罹らせたりしないように、発汗があつた場合にはすぐ乾いたタオル等でよく拭きとつて、さつぱりした下着とかえてあげましよう。

お母様方がこうした行きとどいた心の配り方をすれば、お子様をきつと病気から守り、やがて梅雨が上つて明るい陽の光がお母様の笑顔と共に部屋中を射すことでしよう。